

議案説明資料

【 目 次 】

報告第7号 専決処分の報告について ～八幡浜市市税条例の一部を改正する条例の制定について	・・・・・・・・・・ p.1
報告第8号 専決処分の報告について ～八幡浜市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について	・・・・・・・・・・ p.4
報告第9号 専決処分の報告について ～八幡浜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	・・・・・・・・・・ p.5

平成29年6月

「八幡浜市市税条例の一部を改正する条例の制定について」

○主な改正点

- 1 特定配当等・特定株式等譲渡所得については市長が課税方式を決定可能
- 2 肉用牛の売却による事業所得特例を3年延長（平成30年度まで→平成33年度まで）
- 3 軽自動車税のグリーン化特例（軽課）の2年延長（平成29年度まで→平成31年度まで）
- 4 優良住宅地造成のための土地の長期譲渡所得特例を3年延長（平成29年度まで→平成32年度まで）

条 例	対応する法令	改正の概要
第33条 【所得割の課税標準】	法第313条⑬⑭	特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得について、申告書に記載された事項等を勘案して、市長（申告者）が課税方式を決定できることを明確化
第34条の9 【配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除】	法第314条の9	第33条の改正に伴う規定（用語）の整備 ・申告書→特定配当等申告書 ・申告書→特定株式等譲渡所得金額申告書
第48条 【法人の市民税の申告納付】	法第326条	延滞金の計算の基礎となる期間に係る規定（用語）の整備 ・によって→により ・においては→には
第50条 【法人の市民税に係る不足税額の納付の手続】	法第321条の12	延滞金の計算の基礎となる期間に係る規定（用語）の整備 ・修正申告書が提出された→増額更正があった
第61条⑧ 【固定資産税の課税標準】	法第349条の3 法第349条の3の4 法第349条の4 法第349条の5	震災等により滅失等した償却資産に代わる償却資産等に対する固定資産税の課税標準の特例について規定 ※特例＝課税標準の2分の1
第61条の2 【法第349条の3第28項等の条例で定める割合】	法第349条の3⑳㉑	わがまち特例の割合を定める規定 ※追加された特例…（1項）家庭的保育＝2分の1 （2項）居宅訪問型保育＝2分の1 （3項）事務所内保育＝2分の1
第63条の2 【施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申し出】	法第352条	居住用超高層建築物に係る税額の按分方法について、全国における居住用超高層建築物の各階ごとの取引価格の動向を勘案して補正 ※高層マンション（60m以上）の課税に関する規定

第63条の3 【法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の按分の申出】	法第352条の2	被災市街地復興推進地域に定められた場合には、 <u>震災等発生後4年度分に限り</u> 、所有者の申出により、従前の共用土地に係る税額の按分方法と同様の扱いを受けるようにする。 ※3年間→4年間と一年間延長
第74条の2 【被災住宅用地の申告】	法第349条の3の3	被災市街地復興推進地域に定められた場合には、 <u>震災等発生後4年度分に限り</u> 特例を適用する常設規定 ※3年間→4年間と一年間延長
附則第5条 【個人の市民税の所得割の非課税の範囲等】 H31.1.1施行	法附則第3条の3④⑤	控除対象配偶者の定義の変更に伴う規定の整備 ※控除対象配偶者→同一生計配偶者
附則第8条 【肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例】	法附則第6条⑤	肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、適用期限を <u>3年間延長</u> するもの ※平成30年度まで→平成33年度まで
附則第10条 【読替規定】	法附則第15条 法附則第15条の2 法附則第15条の3 法附則第15条の3の2	震災等により滅失等した償却資産に代わる償却資産等に対する固定資産税の課税標準に係る読替規定
附則第10条の2⑦～⑩ 【法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合】 ※都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日施行（附則第10条の2⑩に限る。）	法附則第15条	わがまち特例の割合を定める規定 ※削除された特例 （改正前15項）管理協定倉庫＝3分の2 （改正前17項）フロン不使用機器＝4分の3 ※追加された特例 （17項）児童福祉法適用保育施設＝2分の1 （18項）市民緑地＝3分の2
附則第10条の3⑨～⑪ 【新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告】	法附則第15条の9の2	耐震改修、省エネ改修が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとする者が提出する申告書を追加規定

附則第16条 【軽自動車税の税率の特例】	法附則第30条	軽自動車税の <u>グリーン化特例</u> （軽課）について適用期限を <u>2年延長</u> するもの ※平成29年度まで→平成31年度まで
附則第16条の2 【軽自動車税の賦課徴収の特例】	法附則第30条の2	軽自動車税の賦課徴収の特例について規定 ※排ガス規制違反者に対する対応
附則第16条の3② 【上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例】	法附則第33条の2 ⑥	特定配当等に係る所得について、提出された申告書に記載された事項等を勘案して、 <u>市長が課税方式を決定できる</u> ことを明確化
附則第17条の2 【優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例】	法附則第34条の2 ④	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の <u>長期譲渡所得</u> に係る課税の特例について、適用期限を <u>3年延長</u> するもの ※平成29年度まで→平成32年度まで
附則第20条の2④ 【特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例】	外国居住者等所得相互免除法第8条⑩	<u>特例適用配当等</u> に係る所得について、提出された申告書に記載された事項等を勘案して、 <u>市長が課税方式を決定できる</u> ことを明確化 ※特例適用利子及び配当＝条約締結不可（台湾）との二重課税を防止する特例。その該当する利子・配当。
附則第20条の3④ 【条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例】	租税条約等実施特例法第3条の2の2⑬	<u>条約適用配当等</u> に係る所得について、提出された申告書に記載された事項等を勘案して、 <u>市長が課税方式を決定できる</u> ことを明確化 ※条約適用利子及び配当＝国際間の二重課税を防止するための条約を締結。その該当する利子・配当。
附則第20条の3⑥ 【条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例】	租税条約等実施特例法第3条の2の2⑮	第4項の改正に伴う所要の規定の整備 ・これらの申告書→条約適用配当等申告書
平成26年改正附則第6条 ※H31.10.1施行	平成26年改正附則第15条	附則第16条（軽自動車税の税率の特例）の改正に伴う所要の規定の整備 ※区分表現の修正
平成28年改正第2条	平成28年改正附則第55条	附則第16条（軽自動車税の税率の特例）の改正に伴う所要の規定の整備

報告第8号

「八幡浜市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について」

○主な改正点

1 市民緑地の認定制度の創設に伴う課税標準特例措置の創設（わがまち特例）

条 例	対応する法令	改正の概要
附則第6項 【法附則第15条 第39項の条例で 定める割合】	法附則第15条	条例の項ズレによる改正
附則第7項 【法附則第15条 第44項の条例で 定める割合】	法附則第15条	法規定の新設（わがまち特例の割合を定める規定） ※ <u>企業主導型保育事業に供する固定資産（1／2）</u>
附則第8項 【法附則第15条 第45項の条例で 定める割合】 ※都市緑地法等の 一部を改正する法 律の施行の日施行	法附則第15条	法規定の新設（わがまち特例の割合を定める規定） ※ <u>市民緑地の用に供する土地（2／3）</u>
附則第9項～17項	法附則第25条	条例の項ズレによる改正

報告第9号

「八幡浜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」

○主な改正点

1 軽減措置所得の変更

条 例	対応する法令	改正の概要
第23条 【国民健康保険税 の減額】	法第703条の5 令第56条の89	軽減措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更 (2割軽減 48万円 → 49万円) (5割軽減 26.5万円 → 27万円)